配置技術者の取扱いについて

- 1. 電子入札において、入札後に他の工事を落札したことにより配置技術者が不足 することとなり、当該工事を落札しても配置技術者を配置することができないこ とが明確になった場合は、入札者からの書面の提出により、当該入札を無効とし て取り扱うものとする。
- 2. 提出期限は開札予定日時までとし、以降の提出は認めないものとする。
- 3. 申し出は書面によるものとし、書面以外の方法による場合は、認めないものと する。
- 4. 申し出がなされないまま落札者となった後において、配置技術者の配置ができないことが判明した場合(病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。)は、 指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- ※当該取り扱いは平成19年11月からとする。

※記載例(様式は任意)

(任意様式)

申 出 書

工事名:地特道改○第○号 道路改良工事

このたび、上記工事において入札を行いましたが、下記理由により配置予定技 術者の配置ができなくなりましたので、申し出します。

(理由)

○○市 発注の○○工事にて○ 月 △ 日に落札をし、当該工事に配置予 定技術者を配置するため。

平成〇〇年 〇月 × 日

所 ○○市大字○○1-1 商号又は名称 株式会社 △工業 代表取締役

○○土木事務所長 佐藤 〇〇 殿 契約担当者